

韓国

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員  
妹尾 栄 一



# 韓国における加害者更生に向けた取組

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄 一

調査期間：平成14年9月3日～9月7日

調査者：妹尾栄一

親家和仁（内閣府男女共同参画局）

## 第1 韓国におけるドメスティック・バイオレンス対策の概要

韓国では、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の2法が1998年7月から施行されている。韓国の対策法では、加害者の処遇の流れについて、要約すると以下の3つの流れが規定されている。

逮捕 検察官による刑事裁判への起訴 判決という、通常の刑事司法システム

介入 応急措置 必要に応じて検事から裁判所への「臨時措置」申請

検事から家庭法院へ家庭保護事件としての送致

通常の起訴後に地方法院判事から家庭法院に送致

ドメスティック・バイオレンス問題は、「家族内の争い」として、あるいは軽犯罪として処理されやすい問題である故に、抜本的な処遇方針を決めるに当たっては、いかなる認定の手續の下に「刑罰の対象」として扱っていくのか、明白な方針が確立していなければならない。「家族の再構築」を主眼に制定された韓国の家庭暴力関連二法において、家庭法院を舞台として「保護処分」が裁定されることとなったが、同時に韓国の法体系では被害事実が重大な場合には通常の刑事裁判の手續に乗せることも可能である。この様に、予め2つのトラックが用意されており、事例の重大性を勘案して走路を選択して審理を進める手續を規定した点が、韓国の対策法の特徴である。

本調査を行った2002年9月は、同法の施行5年目を迎えて、国会で法改正の議論が始まる時期と合致していた。そのため、現行法における加害者対策の概要を調査するのみならず、施行後の反省を踏まえて、どの様な点が改正のポイントかを質問の重点事項に加えた。以下に、ヒアリング対象の結果得られた成果をまとめた。

## 第2 ヒアリングの概要

### 1 女性部 権益増進局 人権福祉課 課長 丁 悌淑 (Chung Jai Sook)

#### 法施行後の経過

家庭暴力関連2法制定時の経緯から、「家庭の維持や家庭の安定」を重視する政策が採られ、加害者に対しても懲役などの処罰よりも「保護処分」で更生を図る方針となっている。

韓国が儒教文化圏に含まれることに由来する「暴力が家庭内で起こる日常的な出来事」との従来の認識から、これからは社会的に対応していくという、認識の転換点になった。同様な意味で、これまでは家庭の中での「恥」とされてきた問題が、外部に表出して解決していくべき課題と考えられるようになった。

女性部が実施した最近の業績として、「家庭暴力、性暴力、性犯罪は犯罪です」とのステッカーを各所に貼っており、「家庭暴力」を3つの中で第一番に位置付けて啓発している。これは家庭暴力もまた犯罪であるとの認識を国民に持ってもらうことを意図して始めた啓発活動である。暴力の加害者は、相手もまた自分と同じ人格を持つ人間とすることを忘れ、あたかも自分の所有物のように見下している点が、共通している。

#### 研修体制の充実

家庭暴力が発生する現場に臨場しているのは、警察官であり、また保護観察官であるが、そうした第一線のスタッフへの研修はこれまで省庁別に行ってきた。2001年、女性部が新設されたことを受けて、警察庁と法務部に対して、女性に対する暴力の「専門研修課程」をもっと開設しようと呼びかけ、受け入れられた。その結果実現した企画として、警察庁では女性暴力予防捜査過程、法務部では女性関連犯罪捜査実務班の研修過程が実現した。両研修過程とも期間は1週間である。警察と法務部所属の研修機関がありスタッフの認識を改善するための女性暴力関連の専門研修過程をそれぞれ設定している。同研修を受けるのは、現場に出動する実務家である。

#### 法改正の焦点

家庭暴力関連2法は見直しの時期に来ており、ちょうど2002年秋に国会での審議に入る予定である。

改正手続きの実務は、法務部で統括している。改正の焦点となっている条項は、警察官が現場に出動し、(事例によって)被害者を隔離していたが、それだけでは

不十分故に、警察官がその場で逮捕令状を請求できるように検討していること

加害者は「家族を所有しているのだ」との観念を有している。被害者は隔離されて安全が確保されても、被害者の子どもと一緒に避難する際に、学校も転校して暮らしたいと思っても、教育法に転校に当たって住民登録を移転する必要ありとの規定があり、加害者が住民票の追跡や学校当局を威嚇することで、結果として転校先や転居先を察知してしまう。そこで、教育関連者にも家庭暴力被害者の秘密を守る義務を追加しようとしている。

保護処分の裁定に当たって、「妻の意見を考慮して」判断を下している現行法のあり方について、夫を処罰することを、被害者である妻が訴えを躊躇することもしばしばである。躊躇する理由のひとつに、夫からの更なる暴力を恐れる場合もあるが、それのみではなく、別居した後の経済的理由で踏み切れないでいるケースも多い。

女性部が行ったオーストリアでのヒアリング調査では、全体の犯罪の70%がDV関連問題で占めている。治安が全般的に良好に保たれているために、警察はDV問題にすぐ介入できる体制が整えられており、被害者への社会福祉的保証も充実している。暴力を振るう夫をまず家から退去させる処遇が確立しており、「暴力を振るったら退場」のルールが確立している。韓国では、避難したあとの経済的保証が充分には対応されていないために、妻が躊躇する傾向があるが、オーストリアではその様な懸念はない。また韓国でも接近禁止の保護処分が出されるが、保護処分に違反した場合の処分が厳しくないため、実効性が低い。DVの暴力が長い期間存在するので、長い被害関係の継続で、妻が警察に訴えても、「DV犯罪」という認識が取り締まり側に高くなく、夫婦げんかとして夫を戻してしまう。

### 今後の課題と女性部の役割

2002年下半期に相談所の相談員向けに、加害者を治療するための方法や、加害者の特性を教育していく予定である（全国153か所の相談所）。地方裁判所の管轄ごとに、保護処分に基づく（更生）教育を受ける機関がある。したがって、地方（田舎）においても、保護処分に基づく教育プログラムは用意されている。現状では、裁判所の管轄ごとに用意されており、おそらく類似した内容ではあるが、今後は女性部として統一したプログラムを開発していく予定である。

法律に規定されている「監護処分」の施設は、現在、設置されておらず、所管を女性部とするか法務部とするか現在、協議中である。これまでの福祉業務の中で、家庭暴力の問題は小さな位置しか占めていなかったが、女性部が設立されたことで、主管すべき主要な業務として位置付けられた。

被害者である妻が子どもを連れて避難する場合や、子どもへの虐待が併存する場合もしばしばだが、現在のところドメスティック・バイオレンスを予防するための法律と、児童

虐待を防止する法律は、別個に運用されている。家庭暴力防止法は包括的な法律であり、児童福祉の関連法や青少年保護法は特別に重要視されて、特別法として制定されている。母子を一緒に保護するという措置がなく、家族単位での処遇が難しいのが現状である。特に年長の男の子では施設入所が躊躇される。今後は家族単位の入所施設を充実していく必要がある。

## 2 法務部保護局観察課

検事 金 聖俊 (Kim Sung Joon)

保護観察官 Lee Seong Wook

保護観察官 Gang Ho Sung

家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法（以下「特例法」という。）第40条第3号の受講命令としてのプログラムについて、保護観察所独自のプログラムとして開発して実施している。受講命令を受けた加害者の数が増えつつあるのは、受講命令プログラムに対する裁判所の信頼が高まっていることの反映であると受け止めている。社会的に見て、裁判所の立場から見て、また加害者や被害者自らもプログラムの効果性を、高く評価してくれている。

外部からの信頼度も高まりつつある。家庭暴力関連法が施行されて4年間が経過するが、当初はDV相談所や大学教授など外部に委託してプログラム行っていたが、最近では保護観察所が独自に行うプログラムの需要も高まりつつある。プログラムを管理する手間もかかり、努力も必要とする故に、保護局観察課としての限られた人員で、負担になっているのも事実である。

独自執行計画・・・ 毎週土曜日の午後に、集団療法のグループリーダー、コ・ワーカーとして保護観察官、受講命令施行担当者、加害者相談専門家、相談学修士相談員、相談心理士などにより実施される。

各回の講義テーマ及び講師については、本稿末資料1参照。

予算大系別には「独自施行プログラム」と「外部の社会的資源を活用したプログラム」に大別される。地方には28か所の保護観察所があり、それぞれ実施している。大都市と地方の差について、確かにソウルなどでは人材など層が厚いが、地方においても大学やDV相談所などの機関の協力を得ており、独自のプログラムを開発しつつある。

### 実施上の困難性について

観察対象者（加害者）はそもそも、DVが犯罪であるとの認識に乏しく、自分の罪を認めない点で教育が難しい。教育の回数がまずに連れて、ある程度の変化は現れるが、完全に改善するところまでは到達しない。それでも、（反省文の内容などから）悪い影響を与えたとの認識は芽生えている。

### 命令違反について

保護処分を中止する事例も少しずつ出現している。年間で10数件くらい。検察に送って懲役となる事例もある。

保護処分ではなく、刑事裁判での保護観察付き執行猶予の場合にも、更生プログラムが用意されており、両者を混在させていない。講義内容はほぼ類似である。執行猶予の場合は、命令違反者が刑務所に行く点で、相違がある。

家庭暴力事件のうち逮捕される事例の数が少なすぎるのではとの見方について

被害者を保護しているスタッフの側で、継続的に実態を把握しているのではなく、経験的に感じているに過ぎないかもしれない。もちろん、被害者援助側の見解を全否定するわけではなく、少ないという現状はあるかもしれないが、現在社会の認識が変わりつつあるのも事実である。

なお、韓国全体の家庭保護事件処理状況については本稿末資料2を参照。

### 3 法務部女性政策担当官室

室長、検事 KIm Jin Sook

6省に「女性政策担当官」が配置され、中央省庁を横断して「女性特別委員会」を形成している。家庭暴力相談員になるためには法律で定められた以上の研修を受けることになっているが、担当官は、その講習の際の講師として出張している。

妻が避難している際に、加害者の教育プログラムの受講状況を知らせる必要はとの質問に対して、現行法の運用の実態に照らすと、妻が離婚を望んでいる場合には、保護処分にはせず、刑事罰を課しているため、別居の場合の情報の提供は行われず、加害者の受講状況を観察する意義はあると分かっているが、人員の制約もあり「モニタリング」が実行できていない。

各地方の検察庁ブロックごとに女性問題の専任（専担）検事を配属している。検事の研修過程として、新任時に暴力問題の研修を受けることになっている。専任になった時の別途の研修はない。

特例法第59条の賠償命令に関しては、管轄は家庭法院である。裁判所が処分を決める判決を下す際に、同時に賠償関係についても命令しておく必要があるため、法務部は管轄していない。家庭暴力事件では、離婚訴訟も提起される場合もあるが、離婚訴訟は係争に時間がかかり、短期間では結論が出ない。

離婚訴訟全般でも、慰謝料がどの程度払われているのか、把握していない。

#### 4 法務部矯正課

副理事官 梁 奉泰

矯正施設内における、DV加害者への処遇について

家庭暴力法への違反で有罪とされ、矯正施設に入所した対象者は、他の受刑者と同じ処遇を受けている。罪名別の受刑者の数の推移としては、家庭暴力防止法の違反者は横ばいと認識している。家庭暴力の問題に特化したプログラムは実施されていない。先行する特別プログラムとして、現在、薬物事犯の数が増加しつつあり、重症の人を1か所の刑務所に集めて、心理教育を行いつつある。これについては、試行的なものである。

「くり返す犯罪」という点、自己破壊を進めるという点で、薬物事犯もDVは共通性があるとの認識を持っている。

## 5 家庭法院

事務局長（法院副理事官） 宋 基憲

家事課課長（法院書記官） 朴 鐘仁

家庭法院でのヒアリングは、回答書（本稿末資料3）に基づいて行われた。

まず家庭暴力の加害者の類型について、類型のしかたはいくつかの観点があるが、家庭の構成人員別では、夫、妻、父母、子ども、その他同居中の親族に大別され、数では夫が大部分を占めている。は児童虐待として把握される。

家庭暴力事件の犯罪原因として、「行為原因」「家庭構成員」「処分時年齢別」「教育程度別」に分類して一覧表に提示する（本稿末資料4）。行為原因別では、「経済的貧困」と「現実に対する不満」が多く、年齢別では「30歳以上40歳未満」と「40歳以上50歳未満」とで大半を占めている。教育程度別では最終学歴が「高校卒業」者の占める割合が多い。

一般的に、家庭暴力事件の大部分は、被害者等家族からの届け出や訴え等に基づき処理されているが、裁判所としては告訴・告発の有無に関する統計処理を行っているわけではない（正確な数値の把握はしていない。）。

次に家庭保護事件の処分内容については、家庭保護事件人員数表（本稿末資料5）を参照。家庭保護事件として受理した人員数表によれば、家庭法院への送致経路として、

検事からの送致

裁判所からの送致

他の裁判所よりの送致

以上3つの経路がある。同人員数表によれば、加害行為の内容別では「傷害・暴行」がほぼ全数（3146件中の3138件）を占めており、例外として器物損壊7件、脅迫1件が存在するのみである。保護処分の現況については単純処分と併科処分の分類で一覧に示されている。保護処分取り消し後に検事に送致された事例は1件のみである。例年1、2件程度で推移している。家庭保護事件の審理のスピードとしては、通常は1か月で、最大で2か月を目途に処分を決めている。

次に、警察又は検察による臨時措置の申請内容として、1退去等の隔離命令、接近禁止命令の2種類がある。2001年度の実績として、捜査機関（警察、検察）が臨時措置を申請した件数は229件で、措置が認められたのが186件、棄却が43件であった。申請の細かい内訳として、警察の申請が229件、検察官の職権による措置が9件であった。

家庭暴力加害者について、家庭保護事件ではなく一般刑事事件として扱われる場合は、以下の事例が該当する。まず家庭暴力事件中、とくに尊属に対する暴行、傷害等の程度が極めて甚だしい場合は、加害者（子供等）に対し一般刑事事件として拘束、起訴し処理される場合が多いが、その割合や内容は家庭法院としては把握しておらず、不明である。

ただし、家庭保護事件を検事に送致（逆送）する場合は、検事が一般刑事事件として再

び起訴（又は不起訴）する等の方法で事件を処理している。2001 年度、ソウル家庭法院において家庭保護事件を検事へ送致した件数は 369 件（不処分後 5、保護処分取消後 1、同行令状執行不能363）となっている。

現行の行政制度上改善すべき点、特に加害者更生の観点から見ての課題としては2点を挙げる。

家庭暴力行為者に対する保護処分の方法のうち、監護委託（5号処分）する保護施設が未だ整備されておらず、監護委託処分を活用できていない点。

家庭暴力行為者が臨時措置（接近禁止処分）を違反した時、強制や処罰する根拠規定がない点。

## 6 韓国女性法律相談所

所長 Bae-Hee Kwak

実施している加害者更生プログラムは、特例法第 40 条第 5 号の相談委託の事業として行っている。

保護処分のうち、相談委託となる事例は、そのほとんどが夫婦同居の事例である（妻がシェルターに逃げている、夫のみが通所の事例は多くない。）。

集団療法を基本として 8 回を 1 クールとして実施している。最初は個別相談を実施してアセスメントを行う。その後も必要に応じて個別相談を併用している。

過去の受講者の実績として、1999 年 34 人、2000 年 85 人、2001 年 34 人、2002 年上半期 69 人の参加を得ている。1 回あたりの参加者は、8 人から 12 人程度で、開催時間は平日の夜に、2 時間 30 分程度の時間をかけて行っている。

グループ療法を行う際のテーマとして

家庭内での普通の会話の仕方

摩擦や葛藤の原因分析

配偶者の性格を理解する

などを設定している。テーマはその時の参加者の特徴に配慮して決めており、アルコール中毒と暴力の関係なども組み込むようにしている。また舅や姑との葛藤に焦点を当てることもある。2001 年には経済問題の悪化に伴う男性アイデンティティの揺らぎなど、時事的問題に絡めたテーマも取り上げている。

グループ療法は、社会福祉学専攻の大学教授が行ったクールと、精神科医が行ったクールがある。グループリーダのやり方や考えで、治療の雰囲気も異なる。

加害者更生プログラムが動き出した当初には、男性による家庭内暴力は犯罪ではないという根強い考えがあり、加害者本人としては犯罪を犯していないのに 6 か月間も相談を受け続けること自体に反発していた。そういう加害者をグループ療法に入れると、治療者自身は強制力など持っていないため、治療に悪い影響を与えていた。そうした弊害を踏まえ、まず個別相談を導入期に行うことにしている。

人員や予算の制限で、相談委託終了後のアフターケアは行えていない。

再犯すれば再度保護処分を受けるし、再度困った事態があれば、相談来所をするように呼びかけてはいる。プログラムがスタートした当初は、グループ治療に乗り切れずに裁判所に戻したこともあったが、最近では裁判所が保護処分の命令を課すときに「必ず教育を受けなければならない」と念押ししているため、この点は改善している。

予算面では、本体事業の法律相談、家族相談に対して総予算の20～30%程度政府からの補助金を得ている。相談委託事業に対しては、補助金はない。

参加者（加害者）個人から料金を徴収するが、収入状況を見て、徴収しない場合もある。本来の趣旨では、家庭法院が参加者（加害者）から料金を徴収することとなっている。

妻が警察に暴力行為を通報しても、男性の実家から圧力がかかること、また保護処分が下ると相談に行く命令となるので、そのことを察知した夫の暴力がさらに増悪する事態もあり、通報後に離婚に至る事例も表面化している。2001年の時点では、妻が判事の前で夫をかばったり、保護処分にならないよう望んだりする事態も見受けられたが、このようにかばったとしても結局暴力はより深刻化したので、2002年には通報件数が、再度、上昇している。

一般的に来所者は6か月間の治療継続（係属）に抵抗感を感じているが、保護観察が併科されると、抵抗が少なくなる（ないしは義務感が強化される。）。

特例法第40条第3号の保護観察所受講命令と、第7号の相談委託の命令で、どの様に対象者を選別選択するのは究極的には家庭法院の裁量に属する。印象としては、家庭内の葛藤や夫婦間の摩擦などがあれば（女性法律相談所が従来から行ってきたカウンセリングの手法が使えるという意味で）相談委託になっているようである。

プログラムの最終のころには、妻にも参加してもらい、カップル同席での面接を入れている。

## 7 社団法人ソウル女性の電話

所長 Moon Ja Lee

女性の電話は、女性のための人権運動を進めてきた団体であり、家父長的社会制度に反対する運動を行ってきた。女性主義（フェミニズム）に立脚した理論に基づいて運動を進めており、家庭暴力の問題も、個人の問題ではなく社会構造の問題であると捉えており、国が責任を取るべきだと訴えている。

加害者プログラムの概要として、対象者は保護処分における「相談委託」を命じられた者である。集団療法が効果的との海外の研究成果から、委託者が8名揃ったところで治療をスタートさせている。グループの設定期間は3か月で組んでいるが、対象によってはグループ終了まで6か月ほど（相談委託期間）延長を要請することもある。

治療の内容は、自分の成長過程を振り返ったり、妻へ手紙を書いたり、「妻とのコミュニケーションの取り方」といった具体的内容に即している。

受託の実績としては、年間40~50人くらいである。実施時間は、会社の終わった7時から10時くらいの間で実施している。回数は20回を予定しているが、実際は15回くらいで終了している。講師として大学教授を招いており、かつては大学内を会場としたこともある。加害者プログラムの費用（受講料）として、法文上は家庭法院が加害者から徴収することになっているが、実際には徴収されておらず、実施団体で毎回3,000ウォンを徴収している。

女性の電話は、被害者への援助を中心に相談活動を行ってきたので、その経験から加害者の言動について熟知しており、加害者更生プログラムを担っていく上では有利である。加害者のなかには、「女性の電話」（という看板に）反応して、恥の意識を持つ人もいる。

家庭暴力の事例で、実際に警察に通報されるのは0.2%くらいと推定されており、通報された事例のうちどの程度が保護処分になるかは不明である。

実際に行ってみたプログラムの効果について、加害者に対する教育や努力には大変な手間がかかるが、それにもかかわらず効果はあまりあがらない実情があった。そのため女性の団体として、家庭暴力は犯罪であるとの認識を社会に広げるよう、大衆に対して積極的に訴えている。1999年以降、大衆の認識も変化して、教育を受けることへの抵抗も少なくなってきた。それでも教育プログラムに参加し始めたばかりの加害者では、合理化や言い訳ばかりが目立ち自分の行為を正直に認めたがらず、20回の講義の15回目ようやく変化してくる程度である。受講の命令に従わなければ裁判所に戻されてそれ以外の処分を受けなければならないので、不本意ながら参加している人もいる。

集団療法では、暴力を振るうその時点での、ストレスを管理したり、互いの意思疎通をはかる方法を取り上げている。加害者は、自分の怒りを調整できない場合に暴力につなが

ることを理解させており、そのような暴力が妻や子供に与える影響や家庭の崩壊につながっていくことなど、その弊害について講義をしている。

講義の進め方は大きく分けて3段階に分類される。第一段階は、自分が間違っていたことを確認する段階、第二段階は、妻への迷惑を考える団体、第三段階は、自分のこれからの生き方を計画する段階である。

集団療法の実施に当たっては、リーダーとコ・ワーカーの組み合わせは8回1クールの間同じメンバーで実施している。講義の内容がすべてに決まっているわけではなく、上記の3段階のテーマを適当に組み合わせながら実施している。実施期間を6か月に延長できるよう要望してきており、2000年からは6か月間の幅で実施できるようになった。

少数ではあるが、年間1、2名は出席しなかったり連絡が途絶えたりする事例がある。

また、家庭内で暴力を再び振るい始める事例もあり、そのような加害者をどう処遇すべきかは問題である。場合によっては隔離の必要もある。

法改正に関して女性団体としての重点要求事項は、ほぼ女性部の説明と同様であった。

事件が現行犯又は準現行犯であった場合、警察官がその場で加害者を逮捕しなければならない義務条項を入れるように要求している。

特に、事件現場に出動した警察官が、夫が問題ないと答えるだけで、単なる夫婦げんかとして帰っていた事例があり、臨時措置として夫を逮捕させるに当たって、警察が検察に請求だけではなく、被害者にも請求権を要求している(臨時措置における夫の留置条項)。現状では、加害者の人権も尊重されなければならないとの認識があり、派出所などに留置の部屋があっても、家庭暴力事件で留置はほとんど実現されていない。

第二に妻が子供を連れて避難する際に、子供が転校した先の学校関係者に秘密を守る義務を規定するよう要求している。

研修体制の在り方について、事件に介入するのは警察であったり被害者を治療する医療関係者になるが、それらの関係者の認識を教育研修を通じて改めていく必要がある。

現状では、刑事罰とはいえ罰金刑などにとどまることが多く、しかもそれすらも妻が払う羽目になる。警察官向けには、毎年1000人規模での講習があり、年を経て、ある程度の認識の変化は起こりつつある。しかし、検察官や判事など自分の権威を過信する人への教育は難しい。

集団プログラムを開始した初期には、最後の回まで否認する参加者もいたが、最近では家庭法院からの命令に従うようになってきている。

妻への暴力と子供への虐待が合併する事例は確かに発生しており、虐待された妻と虐待

された子供への援助が個別ばらばらに行われている。女性に対する管轄は女性部、子供や老人は保健福祉部の所管となっている。近日中に緊急の討論会を予定している。討論会では、子供への暴力と女性への暴力を一緒にネットワークして扱えるよう話し合っていく。

#### 参考資料一覧

- 資料1 2002年度第7回ドメスティック・バイオレンス治療講義の受講命令独自執行計画（法務部保護局観察課資料：日本語訳）
- 資料2 家庭保護事件処理状況（法務部保護局観察課資料：日本語訳）
- 資料3 日本内閣府の「配偶者暴力（Domestic Violence）加害者更生に関する研究」海外調査協力要請に関する事項処理（回答）（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料4 家庭暴力犯罪原因別（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料5 家庭保護事件人員数表（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料6 家庭保護事件行為者受託機関指定現況（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料7 家庭暴力犯罪の認知・検挙件数（韓国警察白書より抜粋：日本語訳）

## 家庭保護事件処理状況

区 分		2001 年	2002 年(1月～6月)
保護処分 (単純処分)	接近行為制限(1号)	334	88
	親権行使制限(2号)	0	0
	社会奉仕・受講命令(3号)	278	227
	保護観察(4号)	754	271
	監護委託(5号)	0	0
	治療委託(6号)	1	0
	相談委託(7号)	348	236
保護処分 (併科処分)	1号及び4号	117	34
	2号及び4号	5	15
	3号及び4号	748	381
	4号及び7号	86	43
	その他の組合せ	54	39
不処分		2,371	1,563
その他		506	160
計		5,602	3,057

韓国法務部保護局観察課まとめ

## 資料 2

### 2002 年度 第 7 回ドメスティック・バイオレンス治療講義の受講命令独自執行計画

#### 1. 目的

家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第 40 条の規定により、受講命令を受けた家庭暴力犯に対し、暴行についての理解及び暴行によって損なわれた家族関係等に対する洞察力の涵養、効果的な対処法の習得等を通して家族関係の改善と健全な家庭の育成を図り、暴行再発を抑制し犯行の再発を根本的に予防する。

#### 2. 目標

イ.ドメスティック・バイオレンスの犯罪性、責任性を認識

ロ.暴力行為の状況を認識、対処法を習得

ハ.加害者の認知・行動の変化を通じたドメスティック・バイオレンス行動の中断

ニ.家族関係の改善を通じ、変化した家庭生活を維持

#### 3. プログラム概要

イ. 教育期間:2002.8.19 (月)～8.24 (土) 10:00-18:00

ロ. 教育内容:[添付 1]プログラム細部計画参照

ハ. 教育時間:48 時間(1 回 8 時間、全 6 回)

ニ. 執行委員:全 20 名(ソウル 13 名、議政府 6 名、水原 1 名)

[添付 2]受講命令執行対象者一覧参照

ホ. 教育場所:蚕室(チャムシル)総合社会福祉館集団活動室

ヘ. 講師陣

ノ・イルソク(ソウル保護観察所 受講命令執行担当官)

シム・ソノグ(ソウル保護観察所 ドメスティック・バイオレンス受講命令執行担当官)

ミョン・ファスク(家庭暴力加害者相談専門家/プログラムスーパーバイザー)

ハン・チョルホ(カトリック大学心理相談大学院相談学修士、神父/進行補助ボランティア)

キム・ミスク(蚕室総合社会福祉館 家庭暴力相談所 相談心理士/プログラム進行統括)

キム・ソンスク(蚕室総合社会福祉館 ドメスティック・バイオレンス被害女性「シュイ  
ント(休息の場)」生活指導士/プログラム進行補助)

ユ・ナンヒ(蚕室総合社会福祉館 家庭暴力相談所 相談心理士/プログラム進行補助)

ト.必要予算

教育名	講師名	教育時間	講師費用
基本欲求と支配的欲求等	キム・ミスク	4	160,000
家庭暴力の全般的な姿	キム・ソンスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスの要因	キム・ミスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスとその代償	ユ・ナンヒ	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスの原因	キム・ミスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンス防止技術の必要性	キム・ソンスク	2	100,000
感情の認識と表現	ユ・ナンヒ	2	100,000
怒りについての理解及び制御	キム・ミスク	4	160,000
意思疎通技術訓練	キム・ソンスク	4	160,000
ストレスと葛藤の管理	ユ・ナンヒ	2	100,000
アルコール中毒関連教育	キム・ミスク	2	100,000
非暴力計画	キム・ソンスク	2	100,000
計		30	1,380,000

チ.行政事項及びその他

教育対象者に対する受講命令執行命令書送付及び教育日程の案内  
 教育対象者最終確認及び必要物品(名札、書式等)の確保  
 教育の効果を検証するためのプログラム事前調査、事後調査の実施

[添付 1]

【プログラム細部計画】

区分	会期	時間	テーマ	プログラム進行内容	進行役
8/19 (月)	1	10:00 12:30	開講式及びプログラム紹介	プログラムオリエンテーション / 事前検査 進行役及び集団メンバー紹介 集団規則の設定 / 誓約書サイン	ノ・イルソク シム・ソノグ キム・ミスク
	2	13:30 15:30	基本欲求と支配的欲求 1	欲求強度のプロファイル検査 欲求強度のプロファイルに基づく 集団活動	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	3	15:40 18:00	基本欲求と支配的欲求 2	5つの基本欲求の理解 基本欲求と支配的欲求	
8/20 (火)	4	10:00 12:30	家庭暴力の一般的な姿	家庭暴力の定義 / 統計 / 種類 / 周期 暴力と統制の歯車 加害者 / 被害者の特性	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	5	13:30 15:30	ドメスティック・バイオレンスの要因	信念の体系 家庭背景 精神的要因 酒 / 麻薬 / 賭博等	
	6	15:40 18:00	ドメスティック・バイオレンスとその代償	状況の認識 認識に基づく行動の選択 行動選択の代償	
8/21 (水)	7	10:00 12:30	ドメスティック・バイオレンスの原因	暴力行為の直接的原因 ドメスティック・バイオレンス責任受容れ覚書を書く 加害者が被害者に対し手紙を綴る方法	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	8	13:30 15:30	家庭暴力関連法の理解	「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」	シム・ソノグ
	9	15:40 18:00	ドメスティック・バイオレンス防止のための諸技術	平等な夫婦関係の概念 自己管理方法(怒りの管理法、対話法、葛藤管理法、ストレス管理法) 自我の成熟(自尊心、人間関係の発展、感情の認識と表現、許容)	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ

区分	会期	時間	テーマ	プログラム進行内容	進行役
8/22 (木)	10	10:00 12:30	感情の認識と表現	感情を理解する 感情の種類 感情のコントロール 感情の表 現方法 ドメスティック・バイオレ ンスに関する感情	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	11	13:30 15:30	怒りの理解	怒りの定義 怒りに関するの認 識(社会的通念) 怒りの機能と性 格 怒りの処理法 怒りに関し ての台本	
	12	15:40 18:00	怒りの管理	怒りに対する責任感を認めさせる 怒り(初期段階)に対し敏感になる 怒りの処理方法(Time-out,積極的 思考、私 伝達法、ストレス管理、 緊張を緩める)	
8/23 (金)	13	10:00 12:30	意思疎通技術訓練 1	対話の定義 意思疎通の 5 段階 意志伝達の通路 意思疎通にお いての障害 聞くための効果的な 練習	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	14	13:30 15:30	意思疎通技術訓練 2	私 伝達法の基本原則 話すた めの効果的な練習	
	15	15:40 18:00	ストレスと葛藤の 管理	効果的なストレス管理法 葛藤管理法	
8/24 (土)	16	10:00 12:30	アルコール中毒関 連教育	アルコール中毒の症状と原因 アルコール中毒とドメスティッ ク・バイオレンスの関連性 アルコール中毒の治療	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	17	13:30 15:30	非暴力計画	全課題のチェック 私の変化 は? 信頼感再形成(暴力をやめる /妻を信頼する/傾聴)	
	18	15:40 18:00	修了式	プログラム意見交換 握手及び 激励 事後検査及び評価/修了式	ノ・イルソク シム・ソノグ

### 日本内閣府の「配偶者暴力(Domestic Violence)加害者更生に関する研究」海外調査協力要請に関する事項処理(回答)

#### 家庭暴力の加害者類型

家庭暴力の加害者類型については、家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第 2 条第 2 号の家庭構成員範囲内で分類することができる。

夫(家庭暴力の大部分を占める)

妻

父母

子供

その他同居中の親族等

#### 家庭暴力犯罪原因別 別紙参照(2001 年度)

#### 家庭暴力事件の告訴、告発の有無

家庭暴力事件の大部分は被害者等家族の届け出や訴え等に基づき処理されるのが一般的である。

告訴、告発の有無に関する統計が無いため、裁判所としては正確に把握していない(警察、検察等捜査機関にあると思われる)。

#### 家庭保護事件の処分内容

家庭暴力事件の処分は、検事が家庭暴力加害者に対し家庭裁判所に送致した事件、裁判所より送致した事件、裁判所より移送した事件で、当方の裁判所に「家庭保護事件」として受理、処分された内容である。

別紙統計資料参照

#### 警察の臨時措置申請

家庭暴力行為者に対する警察の応急措置(法第 5 条)にもかかわらず、家庭暴力犯罪の再発が憂慮される場合、検事の職権又は警察の申請により裁判所に対し臨時措置を請求できる。

捜査段階での臨時措置には 2 種類がある。

退去等の隔離(被害者又は家庭構成員の住居又は占有する部屋からの退去等の隔離)

接近禁止(被害者の住居、職場等より 100m 以内の接近禁止)

2001 年度捜査機関(検察、警察)が臨時措置を請求した件数は 229 件(認容 186、棄却 43)である。

## 家庭暴力事件の取扱

家庭暴力事件は「家庭暴力事件を犯した者に対する環境の調整と性行矯正のための保護処分を行うことにより、家庭暴力犯罪により破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成することを目的」としているため、上記特例法により原則的に一般処罰ではない、少年事件と同様の「保護処分」に処している。

### 家庭暴力加害者に対する保護処分の現況

保護処分は1号(接近禁止)、2号(親権行使制限)、3号(社会奉仕、受講命令)、4号(保護観察)、5号(監護委託)、6号(治療委託)、7号(相談委託)等がある。

保護処分の現況 - 別紙統計資料参照

家庭保護事件行為者受託機関指定現況 別紙

### 家庭暴力加害者について、一般刑事事件として扱われる場合

家庭暴力事件中、とくに尊属に対する暴行、障害等の程度が極めて甚だしい場合は、加害者(子供等)に対し一般刑事事件として拘束、起訴し処理される場合が多いが、その割合や内容は把握されておらず、不明。

但し、家庭保護事件を検事へ送致(逆送)する場合は、検事が一般刑事事件として再び起訴(又は不起訴)する等の方法で事件を処理。

2001年度、当方裁判所において家庭保護事件を検事へ送致した件数は369件(不処分後5、保護処分取消後1、同行令状執行不能363)となっている。

### 現行の行政制度上改善すべき点、とくに加害者更生の観点から

家庭暴力行為者に対する保護処分中、監護委託(5号処分)する保護施設が未だ整備されておらず、監護委託処分を活用できていない点。

家庭暴力行為者が臨時措置(接近禁止処分)を違反した時、強制や処罰する根拠規定が無い点。

# 資料 4

## 家庭暴力犯罪原因別

2001 年度

### (イ)行為原因別

不正行為	経済的 貧困	不当な 待遇・ 虐待	飲酒	現実 に対する 不満	精神的 欠陥	怒り (偶発)	その他	計	累計
29	133	50	51	80		109	2	454	454

### (ロ)家庭構成員別

配偶者関係	直系尊属・卑属 関係	継父母と子の関 係又は嫡母と子 の関係	同居する親族関 係	計	累計
381	39	4	30	454	454

### (ハ)年齢別(処分時)

20 歳未満	30 歳未満	40 歳未満	50 歳未満	60 歳未満	60 歳以上	計	累計
31	58	169	138	58		454	454

### (ニ)教育程度別

無学	初等学校	中学校	高等学校	大学	大学院以上	計	累計
	16	62	301	62	13	454	454

備考

報告例 家庭第1号(月報)		家庭保護事件人員数表										2002.01.15 ソウル地裁 2001.01 - 2001.12		
処理	区分	傷害、暴行	幼児虐待、 児童酷使	逮捕、 監禁	脅迫	名誉毀 損、侮辱	住居、身 体搜索	強要	恐喝	器物損壊	児童福祉法違反	その他	計	累計
受理	前月未済	966											966	966
	今月受理	2,164			1					7			2,172	2,172
	裁判所送致	6											6	6
	他の裁判所より送致	2											2	2
	計	2,172			1					7			2,180	2,180
	合計	3,138			1					7			3,146	3,146
処理	1号:接近行為制限	141								2			143	143
	2号:親権行使制限													
	3号:社会奉仕受講命令													
	単純処分													
	4号:保護観察	107											107	107
	5号:監護委託													
	6号:治療委託	1											1	1
	7号:相談委託	44											44	44
	1号及04号	25											25	25
	2号及04号													
併料処分														
3号及04号	130											130	130	
4号及07号														
計		4										4	4	
不処分		452								2			454	454
他の裁判所へ移送		727								1			728	728
その他		363											364	364
合計		1,542			1					3			1,546	1,546
未済		1,596			1					4			1,600	1,600
抗告		17											17	17
検事に送致	不処分後(法第37条第2項)	5											5	5
	保護処分取消後(法第46条)	1											1	1
	同行令状執行不能(法第27条2)	363			1								364	364
	計	369			1								370	370
併料処分のその他4件:(判読不可)4号併料処分。														
										審査	担当者	2002.01.09 チェ・ウンシム	誤長	バック・ジョンウォン

# 資料 6

## 家庭保護事件行為者 受託機関指定現況

2002.8.31.現在

区分	名称	所在地	代表者	指定日	備考
治療 及び 療養 機関 (6号)	国立ソウル精神病院	ソウル市広津区中谷3洞 30-1	イ・チュンギョン	98.6.30.	
	地方公社京畿道議政府医療院	議政府市議政府2洞 433	イム・ホンミョン	98.6.30.	
	ソウル大学病院	ソウル市鐘路区蓮建洞 28	パク・ヨンホン	98.7.25.	
相談 機関 (7号)	社団法人ソウル女性の電話	ソウル市中区奨忠洞1街 38-84	イ・ムンジャ	98.8.20.	
	法律救助法人韓国家庭法律相談所	ソウル市水登浦区汝矣島洞 11-13	キム・ホンハン	98.8.20.	
	韓国女性相談センター	ソウル市松枝区可楽洞 10-13 サムソクビル 302号	ハン・ヘスン	2001.7.31	
監護 機関 (5号)		未指定			

注) 法第40条第1項第5号監護委託処分対象監護機関は、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定める保護施設の未整備により、2002.8.31.現在、受託機関を指定できていない。

## 家庭暴力犯罪の認知・検挙件数

	認知件数	検挙件数	検挙人員	措 置		
				拘束	非拘束	その他
1998 年	3,685 件	3,685 件	4,002 人	498 人	3,491 人	13 人
1999 年	11,850 件	11,850 件	12,719 人	868 人	11,804 人	47 人
2000 年	12,983 件	12,983 件	14,105 人	678 人	13,380 人	47 人
2001 年	14,583 件	14,583 件	15,557 人	691 人	14,760 人	106 人

韓国警察白書(2002年版)より